

指定訪問看護（医療保険）
重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団やなかクリニック
主たる事務所の所在地	〒665-0842 兵庫県宝塚市川面4丁目9番5号
代表者（職名・氏名）	理事長 谷仲 陽二
設立年月日	平成26年12月12日
電話番号	0797-83-6888
ホームページ	http://www.yanakaclinic.com/
<u>法人が行っている他の業務</u>	<u>居宅介護支援、介護予防訪問リハビリテーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導</u>

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーションやなか
サービスの種類	訪問看護
事業所の所在地	〒665-0842 兵庫県宝塚市川面4丁目10番26号
電話番号	0797-87-2800
指定年月日	平成27年9月1日
事業者番号	2861190326
管理者	榎野 法子
通常の事業の実施地域	宝塚市（新明和町・高司・仁川旭ガ丘・仁川うぐいす台・仁川北・仁川台・仁川高台・仁川高丸・仁川団地・仁川月見ガ丘・仁川宮西町・仁川清風台・美幸町・ゆずり葉台・平井・南ひばりガ丘・山本野里・山本東・山本丸橋・山本南・口谷西・口谷東・長尾台・花屋敷荘園・花屋敷つつじガ丘・花屋敷松ガ丘・花屋敷緑ガ丘・雲雀丘・雲雀丘山手・平井山荘・ふじガ丘・山手台西・山手台東・中筋字長尾山9番地・切畑字長尾山・上佐曾利・下佐曾利・香合新田・長谷・芝辻新田・大原野・波豆・境野・玉瀬・切畑を除く）、西宮市（生瀬東町・生瀬武庫川町・生瀬高台・生瀬町1～2丁目・青葉台・清和台） ※その他の地域については要相談

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	居宅において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師（以下主治医という。）が必要と認めたと対し、快適な在宅療養生活を円滑に継続できるための支援することを目的とします。
運営の方針	訪問看護の実施に当たっては、契約者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるよう支援する。 事業の実施に当たっては、訪問看護ステーションを中心として、宝塚市医師会・西宮市医師会や居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係行政機関及び地域の保健所・医療・福祉サービス機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

4. サービスの内容

具体的なサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・症状、障害の観察 ・清拭、洗髪等による清潔の保持 ・食事及び排泄等日常生活の世話 ・褥瘡（床ずれ）の予防、処置 ・リハビリテーション ・ターミナルケア ・認知症及び癌患者の看護 ・療養生活や介護方法の指導 ・カテーテル等の管理 ・その他、医師の指示に基づく指定訪問看護（指定介護予防訪問看護） ・訪問看護計画書および訪問看護報告書の作成
------------	---

5. 営業日時

営業日	月曜日より金曜日まで ただし、祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで
その他	緊急時訪問看護加算契約者に対して、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急訪問をします。

6. 事業所の職員体制

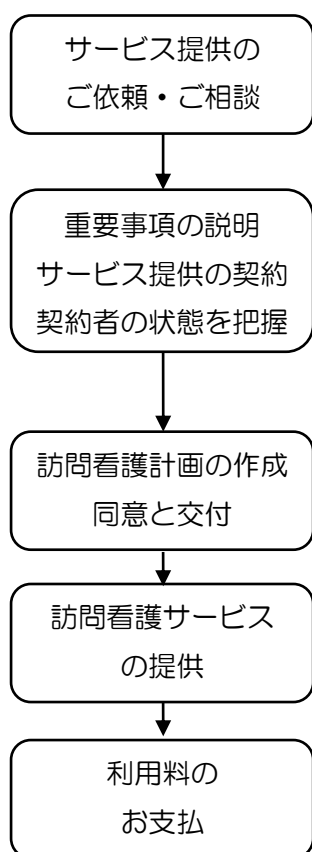
従業者の職種	常勤	非常勤	常勤換算後の人数
管 理 者	1人（女1）		1.0人 （看護師兼務）
看 護 師	5人（女5）		5.0人
<u>理学療法士</u>	<u>3人（男1、女2）</u>		<u>3.0人</u>
<u>作業療法士</u>		<u>1人（女1）</u>	<u>0.1人</u>

7. サービス提供の管理責任者

担当職員の交替やサービス利用にあたって不明な点や要望などありましたら、お申し出ください。

管理責任者の氏名	栩野 法子
----------	-------

8. サービス提供の手順



☆ご来訪、お電話いずれかでお申し込みください。

但し、居宅介護支援事業者と契約されている場合には担当ケアマネジャーにご相談ください。

☆ご利用にかかわる重要事項の説明をし、ご了承いただいた後に契約させていただきます。

ご契約者様、ご家族様と面接し、居宅サービス計画及び医師の指示書のもとご契約者様の状態把握、ご希望をお聞きします。

☆担当看護師が訪問看護計画を作成し、ご契約者の同意を得て、交付します。

☆訪問看護計画にのっとりサービスの提供をいたします。

☆ひと月ごとに利用料（負担分）の請求書を作成し、ご契約者様にお渡しし、お支払いいただきます。

9. 利用料と自己負担額の目安

(1) 健康保険制度、後期高齢者医療保険制度等による訪問看護サービスの利用料は、以下療養費の合計額になります。

ア 訪問看護基本療養費（または精神科訪問看護基本療養費）

イ 訪問看護管理療養費

ウ 訪問看護情報提供療養費

エ 訪問看護ターミナルケア療養費

ア-1 訪問看護基本療養費

基本療養費(Ⅰ)		1割負担	2割負担	3割負担	備考
週3日目まで(1日につき)	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
週4日目以降(1日につき)	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
PT/OT/ST (1日につき)	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
基本療養費(Ⅱ)同一建物3人以上		1割負担	2割負担	3割負担	備考
週3日目まで(1日につき)	2,780円	278円	556円	834円	
週4日目以降(1日につき)	3,280円	328円	656円	984円	
PT/OT/ST (1日につき)	2,780円	278円	556円	834円	
基本療養費(Ⅲ)管理療養費なし		1割負担	2割負担	3割負担	備考
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	8,500円	850円	1,700円	2,550円	外泊中の訪問看護

ア-2 精神科訪問看護基本療養費

精神科基本療養費（Ⅰ）		1割負担	2割負担	3割負担	備考
週3日目まで30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
週3日目まで30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円	
週4日目以降30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
週4日目以降30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
精神科基本療養費（Ⅲ）同一建物3人以上		1割負担	2割負担	3割負担	備考
週3日目まで30分以上	2,780円	278円	556円	834円	
週3日目まで30分未満	2,130円	213円	426円	639円	
週4日目以降30分以上	3,280円	328円	656円	984円	
週4日目以降30分未満	2,550円	255円	510円	765円	

ア-3 訪問看護基本療養費（または精神科訪問看護基本療養費）の加算項目

加算項目		1割負担	2割負担	3割負担	備考		
難病等 複数回 訪問加算	(1日に2回)	4,500円	450円	900円	1,350円	同一建物内 1人・2人	
	同一建物内 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円		
	(1日3回以上)	8,000円	800円	1,600円	2,400円	同一建物内 1人・2人	
	同一建物内 3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円		
複数名 訪問看護 加算	看護師と 看護師等	2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円	1回/週
		3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円	
複数名 訪問看護 加算	看護師と その他職員 1日1回	2人以下	3,000円	300円	600円	900円	
		3人以上	2,700円	270円	540円	810円	
	看護師と その他職員 1日2回	2人以下	6,000円	600円	1,200円	1,800円	特別な管理
		3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円	
	看護師と その他職員 1日3回	2人以下	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	特別な管理
		3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円	
緊急訪問 看護加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円	1回/日	
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円	1回/日	
長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円	1回/週	
夜間訪問看護加算 午後6時～午後10時		2,100円	210円	420円	630円	夜間	
早朝訪問看護加算 午前6時～午前8時						早朝	
深夜訪問看護加算 午後10時～午前6時		4,200円	420円	840円	1,260円	深夜	
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円	1回/月	

イ-1 訪問看護管理療養費

		1 割負担	2 割負担	3 割負担	備考
訪問初日	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円	
訪問 2 日目以降 (訪問看護管理療養費 1)	3,000 円	300 円	600 円	900 円	

イ-2 管理療養費の加算項目

加算項目			1 割負担	2 割負担	3 割負担	備考
24 時間対応体制加算(職員 に対する負担軽減対策あり)	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	1 回/月 要契約	
24 時間対応体制加算(職員 に対する負担軽減対策なし)	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円	1 回/月 要契約	
特別管理 加算	特別な管理	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	1 回/月
	その他	2,500 円	250 円	500 円	750 円	1 回/月
退院時共同指導加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	適応時
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円	適応時
退院支援 指導加算	90 分未満	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	適応時
	90 分以上 (1 回又は複 数回の合計)	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円	適応時
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円	1 回/月
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円	2 回/月

ウ 訪問看護情報提供療養費

情報提供療養費 1	1,500 円	1 回/月
情報提供療養費 3	1,500 円	1 回/月

利用者様が医療機関等に入院又は入所するにあたり、主治医が訪問看護ステーションから提供された情報を併せて入院又は入所する医療機関等に情報提供を行う場合の評価及び訪問看護ステーションにおける情報提供の評価を新たに設定されています。

※当事業所では、入院又は入所された場合、医療機関等に情報提供(紹介状)を行います。

エ 訪問看護ターミナルケア療養費

ターミナルケア療養費 1	25,000 円	1 回/最終月
ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1 回/最終月

10. キャンセル料

キャンセルの連絡がなく利用予定日に訪問した際、不在などでサービスの提供ができなかった場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、契約者本人の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料	1,000 円
--------	---------

11.死後の処置料

エンゼルケア（在宅でお亡くなりになられた場合、お体をきれいにしたりする処置）をおこなった場合、以下のとおり処置料をいただきます。

処置料	15,000 円（保険外サービス）
-----	-------------------

12.交通費

通常の事業の実施地域を超えて行う訪問については、以下のとおり交通費（実費）を徴収いたします。

事業所からの距離	交通費（1回につき）
10 キロメートル以上	500 円

13. 相談（苦情）窓口

(1) サービス提供に関する相談や苦情は、当事業所の下記窓口でお受けします。

事業所相談窓口	窓口責任者 管理者 栩野 法子 電話番号 0797-87-2800 受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時
---------	---

(2) サービス提供に関する相談や苦情は、下記の機関にも申し立てることができます。

宝塚市健康福祉部介護保険課	電話番号 0797-77-2136
西宮市法人指導課	電話番号 0798-35-3045
兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号 078-332-5617

14. 緊急時および事故発生時の対応方法

(1) 緊急時および事故発生時にあたっては、緊急対応のうえ速やかに主治医に連絡し指示を求める等の措置を行うと共に管理者へ報告し、登録されている緊急連絡先へ連絡する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(2) 当事業所が提供するサービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を見とめられる損害賠償については速やかに対応し、契約書第 16 条に基づき、当事業所は金銭等により賠償いたします。ます。なお、当事業所は次の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
保険内容	訪問看護事業者賠償責任保険
賠償できる事項	当事業所に過失があった場合を原則とする

15. 訪問看護ステーションにおける理学療法士等による訪問

- (1) 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については利用者の状況や実施した看護（看護業務としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成することとする。
- (2) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者等に説明し、同意を得ることとする。

16. 虐待、身体拘束の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	理事長 谷仲 陽二 管理者 栩野 法子
-------------	------------------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- (6) 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) 身体的拘束等を行う場合には、多職種などと話し合いを行い、身体拘束の様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します

17. 衛生管理等

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的を実施します。

18.個人情報保護

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得て行います。

19.身分証明書携行

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

事業者は、契約者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 兵庫県宝塚市川面4丁目9番5号

事業者（法人）名 医療法人社団やなかクリニック

代表者 理事長 谷仲 陽二

説明者 管理者 栩野 法子

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

契約者

住 所 _____

氏 名 _____

上記代理人

住 所 _____

氏 名 _____